

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和3年2月25日(木) 午前9時30分
閉会日	令和3年2月25日(木) 午後0時07分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 大島令子 副委員長 なかじま和代 委 員 伊藤真規子 岡崎つよし 加藤和男 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 福祉部長 川本晋司 次長 青木健一 長寿課長 粕谷庸介 課長補佐 遠藤健一 保険医療課長 林 元美 課長補佐 森 健一 国保年金係長 下菌のぞみ 医療係長 山田菜美 子ども部長 門前 健 次長兼子ども未来課長 飯島 淳 課長補佐 西本 拓 施設係長 岩崎大輔 子ども家庭課長 出口史朗 主幹 浅井雅代 課長補佐 岡藤彰彦 <p style="text-align: right;">計 16 人</p>
職務のため出席した者の職氏名	議長 青山直道 議会事務局長 水野敬久 専門員 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 18 号 長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 18 号について説明

野村委員 この改正によって保険料負担が軽減される人数は何人で、いくら減額されるか。

長寿課長 令和 2 年度の保険料算定情報をもとに試算すると、第 8 段階から第 7 段階になる人は 143 人で、年間保険料が 1 万 2,900 円の減額となる。第 9 段階から第 8 段階になる人は 115 人で、年間保険料が 1 万 2,800 円の減額となる。

これにより、市の歳入は 331 万 6,700 円の減額となる見込みである。

野村委員 所得段階が第 1 段階から第 13 段階までであるが、各段階の基準額に対する負担割合は、市で決められるのか。

長寿課長 市独自で設定できる。

野村委員 今回の改正で変更となるのは第 7 段階から第 9 段階の所得金額であるが、この段階だけ変更するのはなぜか。

課長補佐 国の統計調査によると、第 7 段階から第 9 段階の被保険者の人数割合が多いことから、この段階を対象とした。

わたなべ委員 新しい介護保険料を設定するのに、介護給付費準備基金をいくら取り崩す予定か。

長寿課長 第 8 期介護保険事業計画では、令和 3 年度から 3 年間で 6,000 万円程度を取り崩す予定である。

岡崎委員 現在の介護給付費準備基金の残高はいくらか。

長寿課長 令和 2 年度末で 3 億 9,000 万円の見込みである。

岡崎委員 2025 年の介護保険料の基準額はいくらになる見込みか。

長寿課長 推計で月額 5,446 円であり、現在よりも 101 円の増額となる見込みである。

大島委員 これから市も高齢化が進むが、介護保険料の急激な増額はないとみてよいか。

長寿課長 介護保険料の増額を抑えるには、介護予防事業をどう展開していくかに

かかっている。介護認定率の上昇を抑え、介護保険料が高くなならないよう、地域支援係が社会資源を活用しながら新しい施策に取り組んでいるところである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 第8期介護保険事業計画では、令和3年度から3年間の介護保険料を設定するのに、介護給付費準備基金を6,000万円取り崩す予定とのことである。第7期中に得た基金を全額取り崩し、高すぎる介護保険料を全所得段階で引き下げるべきである。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第19号 長久手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第19号について説明

わたなべ委員 夜間対応型訪問介護のオペレーターに関する規定が大きく改正されるが、どのように変わるのか。

長寿課長 オペレーターの配置基準の緩和である。定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じように、特別養護老人ホーム、グループホーム等の施設を併設している場合は、その職員とオペレーターの兼務が認められるようになった。

わたなべ委員 オペレーターとはどのような仕事か。

長寿課長 利用者からの通報や相談を受け、状況を把握し、必要に応じてヘルパーの派遣や看護師との連携を行うことが主な仕事内容である。

わたなべ委員 特別養護老人ホームのユニットの入居定員に関する規定の改正内容については、どのようなか。

長寿課長 ユニット型の指定地域密着型老人福祉施設において、ユニットの入居定

員の上限について「おおむね10人以下としなければならない」というあいまいな規定であったが、今回の改正で「おおむね10人以下として、15人を超えないものとする」と明確化された。

岡崎委員 口腔衛生の管理について規定のある、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に該当するのは、市内ではどの事業所か。

課長補佐 小規模特別養護老人ホームだいたい村と、社会福祉法人千寿会長久手さつきの家である。

岡崎委員 第163条の3の規定は、従来は介護報酬の加算対象として評価していたことを、今後は基本サービスとして対応するように改正するということが良いか。

長寿課長 そのとおりである。

岡崎委員 施設の介護職員は、入居者の口腔衛生についてどのような研修を受けているのか。

課長補佐 歯科医会に協力をいただき、市が歯科医と歯科衛生士を施設に派遣して、介護職員に指導を行っている。

入居者個々に合った口腔ケアを適切に実施できるように、従業者が計画的に進めている。

野村委員 従来加算の対象であった仕事を、基本サービスとして対応することになると、事業所にとってはマイナスではないか。

課長補佐 報酬改定により、基本報酬が増額されるので、ある程度カバーされる。

野村委員 事業所が改正後の規定どおりに対応しなかった場合、罰則等があるのか。

長寿課長 省令で定められた指定基準を満たさないことになるので、指導の対象になる。指導を行っても改善されない場合は、介護報酬の減算や指定の取消処分を行う必要がある。

大島委員 改正の内容について、市から事業所に対し、訪問確認等はするのか。

長寿課長 実地指導を行い、新しく規定された内容が実際に対応できているかを確認する。業務継続計画の策定や認知症介護に係る研修については、3年間の経過措置が設けられている。

大島委員 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護以外の各サービス種別について、市内のどの事業所が該当するか。

長寿課長 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「とことこひだまり24」、地域密着型通所介護は「あたしんち!!」と「デイサービスメリーヴィレッジ」、小規模多機能型居宅介護は「楽家晴」、認知症対応型共同生活介護は「グループホーム嬉楽家」、「サポートハウス東名ながくて」と「ハートフルハウスグループホームよろこんぶ」、看護小規模多機能型居宅介護は「Pビレッ

「長久手Ⅰ」である。

なかじま委員 業務継続計画の策定は3年間の経過措置があるとのことだが、事業所のみで策定することは難しい。市からのサポートはあるのか。

長寿課長 市が情報を集めてひな形を作成し、策定の助言をすることはできる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 夜間対応型訪問介護のオペレーターについて、同じ敷地内に特別養護老人ホームやグループホーム等がある場合はその施設職員を充てることができるという改正については、職員が複数の業務を同時に行う余裕をいつでも持ち得るかどうか判断できない。オペレーターは利用者の通報を受ける業務であり、緊急事態にも安心して対応できる人員の確保が必要である。

またユニットの定員の上限を「おおむね10人以下」から「15人を超えない」とする改正については、職員の目が届きにくくなり、利用者の安心した生活が保証されるか危惧されるため、反対である。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第20号 長久手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第20号について説明

わたなべ委員 第30条の2に「介護予防認知症対応型通所介護事業者は、業務継続計画に定めた訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」とあるが、どのような内容か。

長寿課長 例えば震災などの災害が発生した場合、介護サービス事業所にとって地域住民の手助けは必要不可欠である。そのため、日頃から地域住民と交流したり、事業所が実施する避難訓練への参加を要請したりするなどし、緊

急時に手助けが得られるような活動を規定したものである。

加藤委員 高齢者虐待防止についての規定もあるが、市内の介護施設等で高齢者虐待に該当する事例はあったか。

課長補佐 ない。家族からの通報を受けたケースはあるが、市が事業所に状況確認をし、高齢者虐待にはあたらなかった。

岡崎委員 電磁的記録等について、利用者に対するサービスの説明や同意、承諾等をタブレット端末を使って行う場合、押印署名はどのような扱いになるのか。

長寿課長 電磁的方法で行う場合は、署名は必要だが押印は省略できる。

伊藤委員 利用者への虐待とは逆に、利用者から介護職員に対する暴言や暴行などのハラスメントについて規定はあるか。

長寿課長 今回の改正で国から示された基準の中には、含まれていない。

伊藤委員 国から示された基準の他に、介護職員をサポートするような体制等はないか。

福祉部長 利用者側は被害に遭っても意思表示ができないことが多いため、虐待防止の規定を法に定める必要があるが、介護職員の職性上起こったケースを体系づけて規定することは難しいと考える。

事業所とよく情報を共有し、もしそういった状況が発生した場合は、利用者の家族としっかり話をするよう指導していく。

大島委員 高齢者虐待や介護事故などの相談窓口は、市長寿課や国保連合会であるが、市が把握している相談の件数はどのくらいか。

課長補佐 この2年間では、市から事業所へ状況確認をしたケースは2件である。

大島委員 各サービス種別について、市内のどの事業所が該当するか。

長寿課長 介護予防小規模多機能型居宅介護は「楽家晴」、介護予防認知症対応型共同生活介護は「グループホーム嬉楽家」、「サポートハウス東名ながくて」と「ハートフルハウスグループホームよろこんぶ」である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 改正により、虐待防止対策の検討委員会を、テレビ電話装置等を活用して開催できることになる。身体拘束は危険を伴う行為である。介護職員にとっても利用者にとっても、その状況が安心安全な共同生活が送れるものであるか判断しかねるため、反対である。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

<午前 10 時 40 分休憩>

<午前 10 時 50 分再開>

議案第 21 号 長久手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 21 号について説明

大島委員 市内のどの事業所が該当するか。

長寿課長 長久手市社会福祉協議会地域包括支援センターと、愛知たいようの杜地域包括支援センターの 2 事業所である。

大島委員 認知症介護に係る基礎的研修や、業務継続計画の策定について、市からのサポートはあるのか。

課長補佐 国や県で行っている研修内容や、業務継続計画のひな形など、情報提供をしていく。

大島委員 情報提供は、市が直接事業所に出向いて行うのか。

課長補佐 定期的に行っている各事業所の運営推進会議や、情報共有ツールである電子@連絡帳を利用して、市と事業所でお互いに情報共有をしている。

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 22 号 長久手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について

- 長寿課長 議案第 22 号について説明
- 木村委員 現在、施設介護から居宅介護への国の指針であるが、長久手市では居宅介護が増加しているか。
- 課長補佐 利用人数やサービス利用料を見ると、施設サービスが減り、居宅サービスが増えている。
- 岡崎委員 その傾向は、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めてからか。それ以前からか。
- 課長補佐 昨年度から少しずつ変わってきている。
- 岡崎委員 利用者の人権擁護のために必要な体制整備とは、具体的に何か。
- 長寿課長 介護サービス事業所が、虐待の発生時や発生防止のための委員会を開催したり、高齢者虐待防止の指針を整備して従業者に研修を行うことを義務づけるものである。
- 岡崎委員 その内容について、市から事業所へ確認に行くのか。
- 長寿課長 実地指導の際に確認する。
- 岡崎委員 実施指導は何年に 1 回実施するか。
- 課長補佐 3 年に 1 回実施している。
- わたなべ委員 虐待防止のために従業者に研修をしなければならないとあるが、ケアマネジャーであれば高齢者虐待に関する知識は十分に備えているのではないか。
- 長寿課長 利用者の状態を細かく観察し、適切なサービス利用計画を作成するという介護保険制度の要となる仕事であり、常に新しい知識を習得しなければならないことから、研修を実施する必要がある。

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 23 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 保険医療課長 議案第 23 号について説明
- わたなべ委員 新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免制度について、市民から

の相談はどのくらいあったか。

保険医療課長 傷病手当金については2件の相談があり、そのうち1件の申請があった。
保険税の減免については、令和元年度は28件、令和2年度は41件の申請があり、そのうち10件が不承認であった。

木村委員 今後の影響として保険税の所得割額が増加するとあるが、保険税額はどのくらい増加するか。

課長補佐 令和3年度の保険税は、令和2年中の所得をもとに積算するため、新型コロナウイルス感染症の影響で被保険者の所得が約3パーセント減少すると想定して算出した。

国保年金係長 課税総額は令和3年度は令和2年度から4,800万円の減額、1人あたりの保険税額は令和3年度が10万7,671円で、令和2年度の10万7,982円から311円の減額となる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 均等割と平等割は据え置かれたが、所得割は1パーセント増額となった。新型コロナウイルス感染症の影響で、市民の生活は不安定になっている。国民健康保険の加入者には不安定労働者が多く含まれる。他の健康保険の中でも一番高い保険料であり、引き下げを求める。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第24号 長久手市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

保険医療課長 議案第24号について説明

岡崎委員 これまでの一般質問の答弁では、子ども医療費支給対象の拡大については、扶助費が年々増加していることによる財政負担を理由に、実施することは考えていないとのことであった。

今回実施に踏み切ることになったのは、財政的な目途が立ったというこ

とでよいか。

保険医療課長 現状、財政状況が苦しいことには変わらないが、コロナ禍の中で大変な世帯もあり、本当に医療費に困っている方を対象に拡大をすることにした。

岡崎委員 助成対象が拡大されても、医療費の一部をいったん医療機関の窓口で負担した後の償還払いとなる。本当に困窮している世帯は支払いができないと思うが、なぜ現物支給にしないのか。

課長補佐 今回の拡大対象は市民税非課税世帯で、入院医療費のみとしている。書類の審査確認が必要なため、医療費受給者証による現物給付ではなく、償還払いで対応することとしたい。

岡崎委員 今日明日の食料を買うこともできないくらい困窮した世帯は、医療機関への支払いはどのようにすればよいのか。

福祉部長 生活保護が必要なほど困窮している場合は、そちらで対応する。
また、例えば事故等で入院し、収入がなくなって医療費の支払いができないようなときは、市に相談していただく。病院には地域福祉と連携する部署があり、そこから連絡が来る場合もある。医療機関と協議は必要であるが、個別に対応できると考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論

わたなべ委員 医療費を心配して受診を控えていた人々には朗報である。
ただ近隣市町では、所得制限を設けていない。所得制限をなくし、18歳までの入院治療の負担軽減を継続すること、また現物給付とすることを希望し、賛成討論とする。

反対討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

例について

- 子ども未来課長 議案第 25 号について説明
- なかじま委員 現在の上郷児童館の敷地の真ん中に民地が残った経緯はどのようなか。
- 子ども未来課長 把握していない。
- 大島委員 現状は借地であるが、購入するということによいか。
- 子ども未来課長 収用する前提で予算を計上している。ただし所有者にはまだ話をしていない。
- 大島委員 上郷児童館の跡地利用について、放課後児童クラブの受け皿の拡充のため、校区を限定しない民間事業者が経営する児童クラブに活用していくとのことだが、建物はどのような扱いになるのか。
- 子ども未来課長 減価償却が 47 年の建物であり、現在築 41 年ほどであるため、あと 10 年くらいは十分に使用できる。民間事業者活用の児童クラブは、業務委託を考えている。
- 岡崎委員 移転後の建物について、1 階の児童発達支援センターと 2 階の上郷児童館で共有する部分もあると思うが、どのように管理するか。
- 子ども未来課長 警備委託や建物災害共済については、施設全体を対象とするものであるので、契約を一括で行う。支払いについては、それぞれの事業費からの支出になる。
- 岡崎委員 自動ドアや消防設備の保守点検、玄関マット等のリースについては、点検等の日程や立ち会う職員などの細かい調整が必要になるため、個別に契約する予定である。
- 子ども未来課長 電気代と電話代は、施設ごとに契約をして、別々に支出する。
- 岡崎委員 水道代は、建物一括での契約となり、面積で按分して支出する。

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 26 号

長久手市こどもの発達相談室条例の制定について

- 子ども家庭課長 議案第 26 号について説明

野村委員 職員配置について、それぞれの職種で何人の予定か。

子ども家庭課長 人事異動はこれからなので、答えられない。

木村委員 現状予定している職員体制はどのようなか。

子ども部長 正規職員の人事異動に伴って、他の職種の人数も変わってくるので、現状は分からない。

主幹 保育士は、すぎの子教室が半年で終了するため1人程度、保健師は2人程度を予定している。事務職は、現状、サービス利用給付費に係る事務を2人で行っているため、2人程度を予定している。教育関係相談員は1人程度、心理職は週3日の勤務で2人程度、小児科医は1人を予定している。いずれも検討段階であることをご理解いただきたい。

野村委員 巡回相談は、どのようなところを訪問する予定か。

子ども家庭課長 障がいのあるお子さんが通う保育園や小学校などである。

野村委員 常駐している職員は何名か。

子ども家庭課長 想定では、保育士と保健師、事務職、心理職が常駐である。教育関係相談員と小児科医は週1日程度を想定している。

大島委員 6人程度が常駐ということによいか。

子ども家庭課長 そのとおりである。

加藤委員 今までどのくらいの相談があったか。

主幹 これまでは、健康推進課の発達相談や子ども家庭課家庭係での相談、少し障がいの疑いが強いお子さんの場合は長久手市社会福祉協議会の障がい者基幹相談支援センターなど、いろいろなところで対応していたため、相談件数の総数としては把握していない。障がい者基幹相談支援センターの相談件数は、およそ1,100件である。

岡崎委員 第2条の中の「その疑いのある児童」とはどのような内容か。

子ども家庭課長 いわゆるグレーゾーンのお子さんである。現行の法律では、障がい認定を受けなくても、医師の意見書などがあれば様々な障がい福祉サービスが利用できることから、相談対象に含めている。

野村委員 先ほど、巡回相談の訪問先は障がいを持つお子さんが通う保育園や小学校などとの答弁があった。中学校にも訪問すると思うが、中学卒業後はどのように支援していくか。

主幹 今後の課題と認識している。高校へ進学しなかったり、進学はしたが途中で退学してしまったりといった場合には相談室で相談を受ける。将来的にそのお子さんが自立することを目指すため、必要に応じて障がい者基幹相談支援センターにつなげるなど、見極めをしながら支援していく。

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後0時07分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和3年2月25日

教育福祉委員会委員長 大島令子